

原子力損害の賠償に関する実施方針の公表について

2020年3月31日

当社は、原子炉の運転を行う原子力事業者として、原子力損害の賠償に関する法律(1961年法律第147号)(注)の第17条の2の規定に基づき、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針を作成したため、お知らせいたします。

これは、当社が社内で定めていた事項や損害賠償措置の内容等を、法律改正を受けて整理して作成したものです。

損害賠償実施方針の主な項目は以下のとおりです。

- ・損害賠償措置の内容
- ・事務の実施および迅速かつ適切に実施するための方策
- ・情報の管理方法
- ・国、保険者およびその他関係機関との連絡調整事項
- ・紛争解決の方策

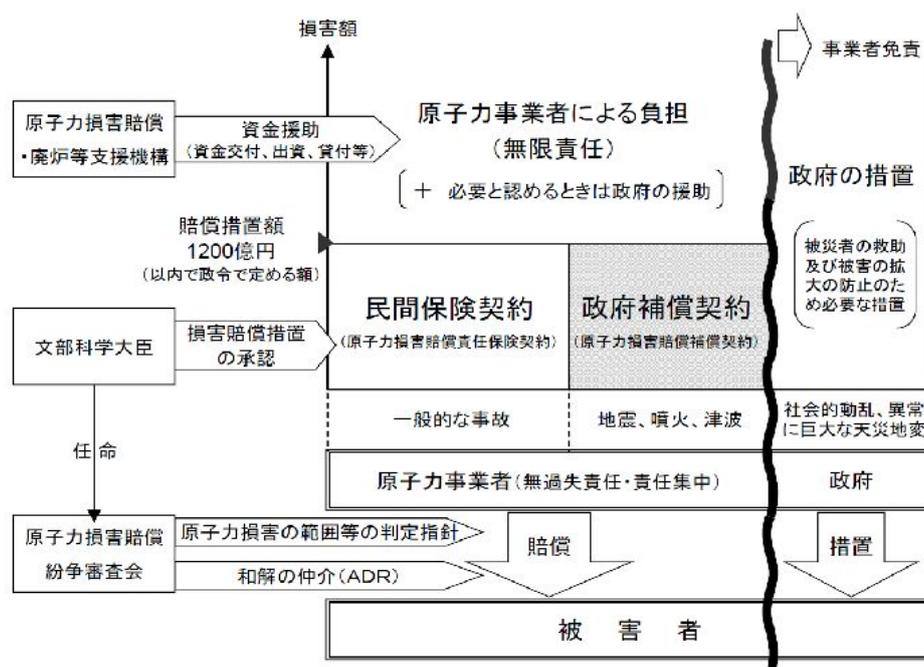
詳細は、以下をご確認ください。

- ・ [原子力損害の賠償に関する実施方針](#)

注 原子力損害の賠償に関する法律とは、原子炉の運転等によって原子力損害が発生した場合の損害賠償に関する基本的制度を定めたものであり、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達に資することを目的として1961年に制定されました。また、福島第一原子力発電所の事故の際の損害賠償に関する経験等を踏まえ2018年12月に被害者救済に関する内容などの改正を行い、原子力事業者における損害賠償実施方針の作成についても規定されました。

以上

【参考】原子力損害賠償制度の概要



出典: 文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/gaiyou/index.htm)